

指定給水装置工事事業者の指定更新について

指定給水装置工事事業者の指定は、水道法第 25 条の3の2第 1 項に定める 5 年の更新期間となっています。

更新する場合は、指定の有効期間の満了日までに申請が必要となります。

なお、指定の有効期間が経過した場合は、その効力を失いますのでご注意ください。

1 給水装置工事事業者の指定要件：水道法第25条の3の 2 第1項による基準に該当する者

2 指定更新にかかる手続：提出書類

	必要書類	様式	提出物及び添付するもの
1	指定給水装置工事事業者指定申請書	様式第1	様式第 1
2	機械器具調書及び機材	別表	別表
3	誓約書	様式第2	様式第 2
4	(法人)・事業所の所在地が確認できる書類	法人 の場合	・定款(写し) ・履歴事項全部証明書(原本)
	(個人)・住所及び身分を証明する書類	個人 の場合	・住民票 (マイナンバー等全て省略、原本)
5	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	様式第 3	様式第 3
6	給水装置工事主任技術者の資格の証明		免状の写し ※給水装置工事主任技術者証(カード) の写しではありません。
7	業務内容及び講習会等受講実績等確認票	別紙	別紙
8	県内の他の自治体への登録状況	別紙 2	別紙 2

※申請書類一式の提出部数は、1 部です。

(必要な書類は、鈴鹿市 Web サイトからダウンロードできます。)

<https://www.city.suzuka.lg.jp/shisei/1011225/shinsei/1009725/1009726.html>

鈴鹿市ホーム>暮らし・手続き>申請書ダウンロード>上下水道局
>営業課>鈴鹿市給水装置事業者関係



3 提出期日：更新案内に記載の日(有効期限の約一か月前)

4 提出方法：お客様センター給排水担当又は上下水道局営業課まで 郵送又は窓口を持参ください。

5 その他

指定更新を認める場合は、指定更新申請手数料(7,000 円)がかかります。

※注意事項

- ・期限までに指定更新手続きを行わなかった場合は、失効します。
- ・失効後に再登録を行う場合は、新規の手続きとなりますのでご注意ください。(指定事業者番号も変更となります)。

<更新の流れ>

- ・更新の案内・・・有効期限の約二か月前に更新の案内が届きます。
※提出期限(有効期限の約一か月前)までに更新の申請をしてください。
- ・更新申請後・・・指定更新の手続き通知及び講習開催日(月末)の案内が届きます。
※指定更新申請手数料の納入通知書を同封します。
- ・講習会・・・案内の開催日に受講してください。
※納入通知書兼領収書(写し)を持参してください。
※受講後、鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者証を発行します。

提出時のチェックシート（書類提出時にご活用ください）

	必要書類	提出物及び添付するもの	チェック
1	指定給水装置工事事業者指定申請書	「様式第1」に記載	
2	機械器具調書	「別表」にリスト記載	
3	誓約書	「様式第2」に記載	
4	(法人の場合) ・事業所の所在地が確認	法人の場合 ・定款(写し) ・履歴事項全部証明書(原本)	
	(個人の場合) ・住所及び身分の証明	個人の場合 ・住民票 (マイナンバー等全て省略、原本)	
5	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	「様式第3」に記載	
6	給水装置工事主任技術者の資格の証明	免状の写し ※給水装置工事主任技術者証(カード)の写しではありません。	
7	業務内容及び講習会等受講実績等確認票	「別紙」に記載	
8	県内の他の自治体への登録状況	「別紙2」に記載	

提出先(事務担当)
〒510-0253 鈴鹿市寺家町 1170 番地
鈴鹿市上下水道局
お客様センター給排水担当 TEL 059-368-1672